



# 栃木県公報

令和4(2022)年  
7月8日(金)  
第319号

## 目次

### 告示

○解除予定保安林	833
○生活保護法による指定施術機関の名称等の変更	833
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	834
○保育士登録等の手数料の徴収事務の委託	834
○補助金等の名称等を定める告示の一部改正	834
○土地改良区定款変更の認可	835

### 公告

○患畜の届出	836
○土地改良区役員の退就任	836
○公共測量の実施	837
○同	837

### 教育委員会

○栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部改正	838
------------------------------	-----

### 正誤

○令和4(2022)年号外第17号中	838
--------------------	-----

## 告示

### 栃木県告示第369号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4(2022)年7月8日

栃木県知事 福田 富一

- 1 解除予定保安林の所在場所  
那須塩原市百村字屋敷内2664-108（次の図に示す部分に限る。）、2664-109
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び那須塩原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林整備課）

### 栃木県告示第370号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第2項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定施術機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4(2022)年7月8日

栃木県知事 福田 富一

変更年月日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
令和4 (2022)年 6月1日	谷中田 将太	栃木市宮町139-7 (鹿沼市睦町2005-1 ポニーヒルズB202)	オレンジはりきゅう 整骨院 (タンポポはりきゅう 整骨院)	栃木市平柳町1-2-4 (日光市今市996-1)

(保健福祉課)

## 栃木県告示第371号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

令和4(2022)年7月8日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定の 年月日	サービスの 種類
		名 称	所 在 地		
0972301618	有限会社さくら福祉サービス 代表取締役 作田 善宏	有限会社さくら 福祉サービスみ ぶ営業所	栃木県下都賀郡壬 生町緑町1丁目19 番5号	令和4 (2022)年 6月1日	訪問介護

(高齢対策課)

## 栃木県告示第372号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により令和4(2022)年4月1日付けで次のとおり保育士登録等の手数料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4(2022)年7月8日

栃木県知事 福田 富一

## 1 委託事務の内容

栃木県手数料条例(昭和31年栃木県条例第1号)別表第1の55の2の項から55の4の項までに規定する手数料の徴収事務

## 2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称

## (1) 主たる事務所の所在地

東京都千代田区麴町1丁目6番2号

## (2) 名称

社会福祉法人日本保育協会

## 3 委託期間

令和4(2022)年4月1日から令和5(2023)年3月31日まで

(こども政策課)

## 栃木県告示第373号

補助金等の名称等を定める告示(昭和47年栃木県告示第354号)の一部を次のように改正し、令和4(2022)年度分の補助金等から適用する。

令和4(2022)年7月8日

栃木県知事 福田 富一

産業労働観光部の部工業振興課の款スマートファクトリー実証モデル事業補助金の項交付の目的の欄、交付の対象である事務又は事業の内容の欄、交付率又は金額の欄及び交付の相手方の欄を次のように改める。

<p>県内に事業所を有する資本金の額又は出資の総額が300,000,000円以下並びに従業員の数が300人以下の企業（以下この項において「中小企業者」という。）が行う、AI等未来技術を活用し、県内の多くの中小企業で活用の期待できるスマートファクトリーモデルの創出・実証に要する経費の一部を支援し、県内企業への横展開を図ることで、県内企業におけるスマートファクトリー化を促進することを目的とする。</p>	<p>1 AI等未来技術を活用し、県内の多くの中小企業で活用の期待できるスマートファクトリーモデルの創出・実証に要する次に掲げる経費                  (1) 機械装置、器具及び備品、専用ソフトウェア・情報システムの購入、試作、改良、借用に要する経費                  (2) 外注に要する経費                  (3) 技術指導の受入に要する経費                  (4) 開発に直接従事する者の人件費                  (5) 消耗品費                  (6) クラウドサービス利用費                  (7) 共同実施契約等に基づき補助事業者が連携先企業に支払う経費                  (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費</p> <p>2 飛躍的な生産性向上が期待される革新的なAIを活用し、県内中小企業を牽引するスマートファクトリーモデルの創出・実証に要する次に掲げる経費                  (1) 機械装置、器具及び備品、専用ソフトウェア・情報システムの購入、試作、改良、借用に要する経費                  (2) 外注に要する経費                  (3) 技術指導の受入に要する経費                  (4) 開発に直接従事する者の人件費                  (5) 消耗品費                  (6) クラウドサービス利用費                  (7) 共同実施契約等に基づき補助事業者が連携先企業に支払う経費                  (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費</p>	<p>当該経費の2分の1以内。ただし、5,000,000円を限度とする。</p> <p>当該経費の2分の1以内。ただし、10,000,000円を限度とする。</p>	<p>中小企業者</p> <p>中小企業者</p>
---	---	--	---------------------------

(工業振興課)

栃木県告示第374号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4(2022)年7月8日

栃木県知事 福田 富一

<p>土地改良区名</p>	<p>認可年月日</p>
<p>芳賀町土地改良区</p>	<p>令和4(2022)年6月23日</p>

(農地整備課)

# 公 告

## ○患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和4（2022）年7月8日

栃木県知事 福田 富一

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発生の場所又は区域	発 生 年 月 日	経過及び転 帰
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	那須塩原市	令和4（2022）年6月27日	法令殺

（畜産振興課）

## ○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4（2022）年7月8日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
たかはら土地改良区	理 事		落合 文夫	那須塩原市四区町724-359		令和4 (2022). 4.1
那珂川町土地改良区	理 事	福田喜司一		那珂川町浄法寺75-3	令和4 (2022). 6.3	
	〃	豊田 節男		〃 吉田182	〃	
	〃	佐原 政彦		〃 浄法寺667	〃	
	〃	国安 武		〃 久那瀬254	〃	
	〃	阿久津 功		〃 〃 1074	〃	
	〃	飯塚美知夫	飯塚美知夫	〃 小川2620	〃	令和4 (2022). 6.4
	〃	高村 泰正	高村 泰正	〃 薬利743	〃	〃
	〃	山口 昌樹	山口 昌樹	〃 小川2185	〃	〃
	〃	小杉 弘之	小杉 弘之	〃 片平762	〃	〃
	〃	橋本 征雄	橋本 征雄	〃 小川582-1	〃	〃
	〃	大森 信世	大森 信世	〃 芳井256-5	〃	〃
	〃	和地 一夫	和地 一夫	〃 吉田397	〃	〃
	〃	磯野 元寿	磯野 元寿	〃 北向田64	〃	〃
〃	岩村 文郎	岩村 文郎	〃 松野570	〃	〃	
〃		船見 謙寿	〃 小川2969-4		〃	

理事		板橋 了寿	那珂川町東戸田125-3		令和4 (2022). 6.4
〃		増子 定徳	〃 浄法寺891-1		〃
〃		佐藤 良美	〃 小口110		〃
〃		戸井田信之	〃 和見2334		〃
監事	穴山 國雄	穴山 國雄	〃 浄法寺456-3	令和4 (2022). 6.3	〃
〃	高野 康雄	高野 康雄	〃 久那瀬903-1	〃	〃
〃	小祝 邦之	小祝 邦之	〃 小川2886-5	〃	〃

(農地整備課)

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、さくら市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和4（2022）年7月8日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類  
 公共測量（車載写真レーザ（MMS）（地図情報レベル1000））  
 公共測量（数値地形図データ作成（地図情報レベル1000））
- 2 作業地域  
 さくら市
- 3 作業期間  
 令和4（2022）年6月27日から令和5（2023）年3月10日まで

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、那須烏山市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和4（2022）年7月8日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類  
 公共測量（同時調整（地図情報レベル1000））  
 公共測量（水準（3級））  
 公共測量（数値図化（地図情報レベル1000））  
 公共測量（地図編集（地図情報レベル2500））
- 2 作業地域  
 那須烏山市
- 3 作業期間  
 令和4（2022）年6月16日から同年12月23日まで

(監理課)

# 教育委員会

## 栃木県教育委員会規則第8号

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年7月8日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

### 栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則（昭和54年栃木県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1			別表第1		
勤務箇所	職	員 調整数	勤務箇所	職	員 調整数
略			略		
矢板市立 東小学校 沢分教室 及び矢 板市立矢 板中学校 沢分校	略	略	矢板市立 豊田小学 校沢分教 室及び矢 板市立矢 板中学校 沢分校	略	略
略			略		

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務課)

# 正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
令和4 (2022)年 号外第17号	17	下から 13～下 から11	<u>第9条</u> この規則に定めるものの外、措置の要求の審査の手続等に関し必要な事項は細則で_____定める。	<u>第9条</u> この規則に定めるものの外、措置の要求の審査の手続等に関し必要な事項は細則で_____定める。
			<u>第19条</u> この規則に定めるもののほか、要求_____の審査の手続等に関し必要な事項は <u>人事委員会</u> が別に定める。	<u>第19条</u> この規則に定めるもののほか、要求_____の審査の手続等に関し必要な事項は <u>人事委員会</u> が別に定める。